

～相談事例～

こんな時、どうするの？ ホテルから出るガラス瓶の処分



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(質問者U)

当社は産業廃棄物と一般廃棄物の収集運搬の許可を有する会社で、新規オープンのホテルから出るガラス瓶の処分についての相談です。ホテルから出るガラス瓶をホテルが所在するA市に持っていったら、今回は20kgなので処分をするが、30kgを超える場合は処分できないと言われてしまったが、どうしたら良いか。何かいい案はないか。

(協会)

廃棄物処理法では、ガラス瓶は専ら物としても扱われており、再利用される場合は処分業の許可は不要になり、マニフェストの交付も必要ありません。今回のケースは再利用ではなく処分する場合ですので廃棄物として整理すると、ガラス瓶は産業廃棄物の20種類で当てはめると、ガラスくず・陶磁器くずに該当し、業種、排出形態に限定がありませんので、事業場(ホテル)から出る瓶(ガラスくず・陶磁器くず)は産業廃棄物になります。ただし、廃棄物処理法第11条第2項に、「市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。」とあり、A市では少量(30kg以内)の場合は、事業場から出たガラスくずは合わせ産廃として処分することにしているようです。ホテルから出るガラス瓶はどのようなものが多いですか、再利用できるようなものはありますか。

(質問者U)

今回はワインの瓶などが多く、また本日は20kg程度でしたが、これからは30kgを超えることもあると思います。

(協会)

まず、どんなガラス瓶がどれくらい発生するかホテルに聞き取りすると良いと思います。その中で、発生量の多いものは製造者や販売店等と再利用してもらえないか協議し、再利用できないものだけをA市に処分してもらい、処分できないものは産業廃棄物として処分するしかありません。A市が30kgまでは受けてくれるということのようですので、まずは再利用先を探すと良いと思います。

廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等の際に、支援、助言等を行う事業を実施しております。

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認(契約内容に漏れがないか等)。
- 処理業を継続するには人手不足のため、誰か事業を承継してくれないか。
- マニフェスト等の確認(適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等)。
- 処分状況の確認(処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認)。
- 処理施設の増設、更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間11万円。(当協会の正会員及び賛助会員は5.5万円)
- ※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。